

『三重県地域企業再起支援事業費補助金』のご案内 (みえの食関連サービス産業等新型コロナウイルス感染症対応)

募集期間

令和2年 10月20日(火) から

令和2年 11月17日(火) まで

※消印有効

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた食関連サービス産業等に携わる中小企業者が、「新しい生活様式」に対応するために実施する設備導入や施設改修、感染防止対策等の取組を支援することにより、中小企業者の事業継続・再起を促進し、地域経済の持続性の強化を図ります。

2. 補助内容

《補助率》： 補助対象経費の $\frac{3}{4}$ 以内

《補助限度額》： 100万円(下限) ～ 500万円(上限)

《対象者》： 三重県内に事業所を有し食関連サービス産業等(※)を営んでいる中小企業者

《事業対象期間》： 交付決定日 から 令和3年3月1日(月) まで

(※) 「食関連サービス産業等」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいいます。

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 農業・林業(食品加工または接客を伴うもの) | (6) 卸売・小売業のうち、飲食料品、食に関する機械器具、食器類等卸売・小売業 |
| (2) 漁業(食品加工または接客を伴うもの) | (7) 宿泊業、飲食サービス業 |
| (3) 製造業のうち、食料品製造業 | (8) その他知事が認めるもの |
| (4) 製造業のうち、食に関する機械設備等製造業 | |
| (5) 製造業のうち、食器類、調理器具等製造業 | |

3. 対象となる経費

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた食関連サービス産業等に携わる中小企業者が行う「新しい生活様式」に対応するために実施する取組で、以下の経費が対象となります。

・機械装置等費

・外注費

・設備処分費

・その他の経費

事業の例

●「新しい生活様式」に対応する感染防止対策

- ・飲食店・宿泊施設における換気機能付エアコンの設置
- ・飲食店・宿泊施設における客席の個室化やパネルの設置工事

●「新しい生活様式」に対応する新たなビジネス展開

- ・インターネット予約・販売システムの開発
- ・消費者ニーズの変化に対応するための食品製造機械の導入



《注》

・チラシ作成やHP作成等の広告宣伝費
・新商品の開発費等は、対象となりません。

4. 応募に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式の2）
- (3) 支出計画書（第1号様式の3）
- (4) 誓約書（第1号様式の4）
- (5) 直近1期分の財務諸表の写し
（法人の場合は貸借対照表、損益決算書）
（個人で青色申告の場合は、確定申告書、貸借対照表、損益計算書）
（個人で白色申告の場合は、確定申告書、収支内訳書）
- (6) 法人にあっては、定款又は登記簿謄本、個人にあっては、住民票抄本
（写しで可。登記簿謄本及び住民票抄本については、交付申請日から6ヶ月前以内に発行のもの）
- (7) 全ての県税（自動車税を含む。）について未納のないことの証明書
（交付申請日から6ヶ月前以内に県税事務所発行のもの）

※ 申請書類については、以下のURLの三重県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400024.htm>

5. 事業の採択基準

提出いただいた書類をもとに、以下の審査項目に基づき、審査を行います。
結果については、「交付決定通知」または「不採択通知」として、文書により申請者へ通知します。

《審査項目》

- (1) 必要性：事業の目標や達成等に向けて、必要かつ妥当な取組であるか。
- (2) 実現可能性：事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- (3) 有効性：事業計画は、期待する効果を得られるものとなっているか。
- (4) 合理性：事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

● 申請書提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課
再起支援事業費補助金係

※ 郵送等の送付による提出
… 持参はお控えください。
… 配達状況が追跡できる方法で送付してください。

● お問合せ先

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

電話：059-224-2082 / FAX：059-224-2078

※ 電話等の対応は、土・日・祝日を除く平日8時30分から17時15分までとなります。